

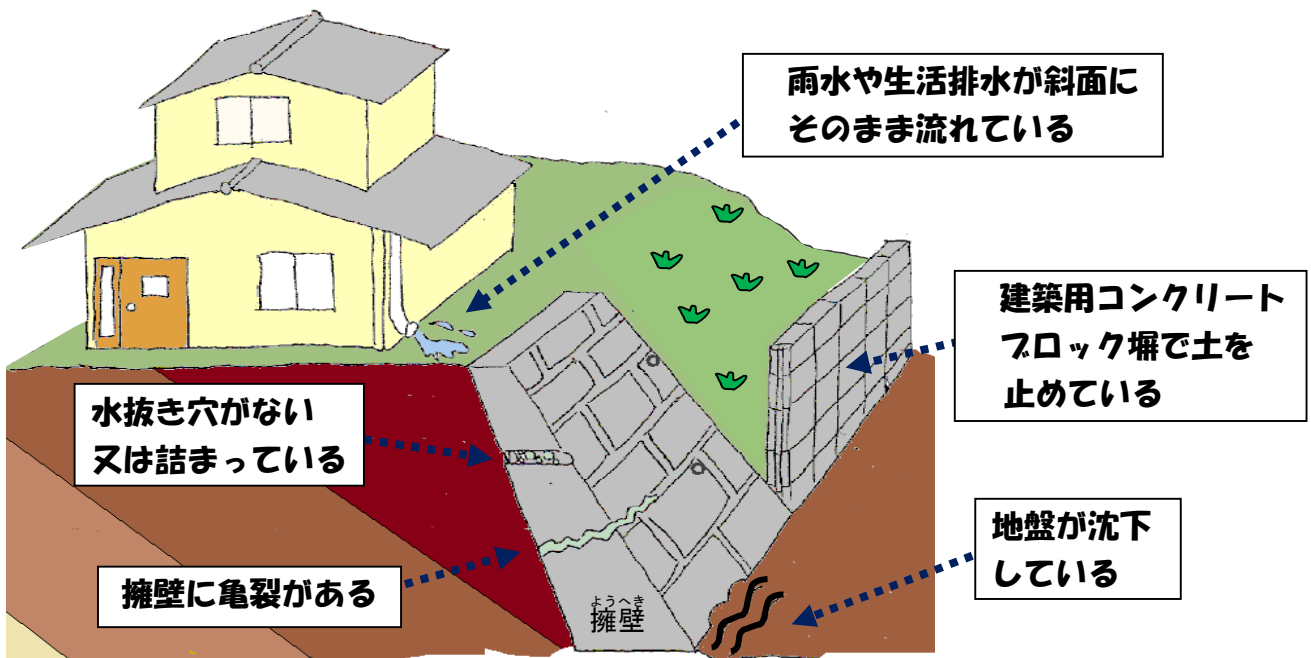
あなたの宅地は安全ですか？

どんな家でも、その基礎となる宅地が安定していなければ安全とは言えません。宅地を安定させる「擁壁^{ようへき}」や「排水施設」などをチェックしてみてください。

日々の注意事項

- ✓大雨の後は、擁壁の状態を調べ、変形していないか確認しましょう。
- ✓万一に備えて、避難場所、避難経路も確認しておきましょう。

このような場所があったら要注意です!!



○正常な水抜き穴



×水抜き穴がない又は詰まっている

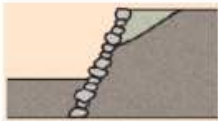


このよう^{ようへき}な擁壁はありませんか？

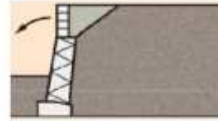
下の擁壁は、本来、宅地の擁壁として適さないものです。
現在、変状がない場合でも、構造上の問題について専門家に相談することをお勧めします。
さらに、変状が見られる場合は、非常に危険な状態ですので早急な対応が必要です。

- 石を積み重ねただけなど、コンクリートと一体化していない擁壁(空石積造擁壁)
- ブロックなどで継ぎ足して造られた擁壁(増し積み擁壁)

※高さが高くなるほど不安定になります。



空石積造擁壁

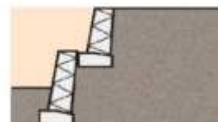


増し積み擁壁

- 擁壁の上部に床版を張り出して設けられているもの(張り出し床版付擁壁)
- 擁壁のすぐ上に別の擁壁が設けられているもの(二段擁壁)



張り出し床版付擁壁



二段擁壁

出典：国土交通省ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000060.html）

基準に合った^{ようへき}擁壁を造りましょう。
そして、定期的な点検や維持管理に努めましょう。

《我が家の擁壁チェックシート（案）（国土交通省ホームページ）を活用しましょう。》

構造物である擁壁は時間の経過と共に老朽化したり、雨や地震によりひびが入ったり傾いたりしますが、その危険度の程度が住民の方にわかりにくいいため、本チェックシートを利用することにより、住民の方に、ご自分の住宅地の擁壁の安全性について、関心を持っていただき、おおまかな危険度のチェックができるようになっていきますので、ぜひ、ご活用ください。

詳細はこちら：https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000067.html



二次元コードはこちらから

ようへき
擁壁の改修等をお考えの方には…

既成宅地防災工事資金融資制度があります。

既成宅地防災工事資金融資制度とは

この制度は、京都市内の災害発生のおそれのある宅地について宅地防災工事（擁壁、排水施設の設置、改善など）を行う方に、工事に必要な資金を融資する京都市独自の制度です。

近年の気候変動による**大型台風やゲリラ豪雨**が原因で**擁壁の倒壊などの危険性**が高まっています。

大規模地震や大雨などで擁壁が崩れると、自身のお宅はもちろん、周囲の人や家に被害を与えたり、**道路が塞がれて避難活動や消火活動を遅らせてしまう**等、**その責任は所有者であるあなたにかかってきます**。このようなことを未然に防ぐためにも、宅地の安全対策は非常に大切ですので、ぜひ、この制度を活用するなどにより、安全対策をご検討ください！

京都市既成宅地防災工事資金融資制度の内容

【融資を受けることができる方】

次のいずれかに該当する方で、宅地防災工事を行うための資金の調達が困難であり、かつ、返済能力のある方が融資を受けることができます。

- (1) 土地の所有者
- (2) 土地の所有者と生計を一にする世帯主（これに準じる方を含みます。）
- (3) 借地権者

※土地売買を業とされる方が、営利目的で所有している土地については、融資を受けることができません。
※住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資（以下「機構融資」という。）を受けることができる方は、機構融資の申込みを先にしていただく必要があります。

【融資金額】

融資金額は、宅地防災工事に必要と認められる額の90パーセント以内です。

ただし、600万円を超えることはできません。

なお、宅地防災工事について、併せて機構融資を受けられる方は、宅地防災工事に必要と認められる額の90パーセントに相当する額から機構融資額を差し引いた額の範囲内となります。

【融資の条件】

融資の条件は、次のとおりです。

《利率》 利率は年度により異なるため、ホームページによりご確認ください。

HP: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000197/197400/kiseitakutibousai.pdf>

《返済期間》 融資金額が100万円以下のとき 最長10年

融資金額が100万円を超えるとき 最長15年

《返済方法》 月賦返済（元利均等方式又は元金均等方式）ボーナス返済（年2回）を併用可。

《担保》 次の両方が必要です。ただし、融資金額が100万円以下のときは、原則として②は不要です。

- ① 連帯保証人1名（連帯保証人がいない方は、住宅ローン保証保険契約又は保証委託契約を締結してください。）
- ② 物的担保（抵当権の設定など）



二次元コードはこちら

融資申込みの必要書類

融資申込みには、次の書類が必要です。

- (1) 既成宅地防災工事資金融資あっせん申込書（第1号様式）…………… 1部
（用紙は開発指導課でお渡しします。）
- (2) 土地登記事項証明書又は借地契約書の写し …………… 1部
- (3) 申込者及び土地所有者の住民票抄本又は住民票記載事項証明書 …… 1部
（いずれも、世帯主及び続柄の記載のあるものに限ります。）
* 申込者が土地の所有者又は借地権者である場合は不要です。
- (4) 申込者及び連帯保証人の収入を証する書類 …………… 1部
（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）
- (5) 宅地防災工事の設計図書 …………… 2部
- (6) 担保とする不動産の登記事項証明書及び固定資産税評価証明書 …… 1部
* 不動産を担保としない場合は不要です。
- (7) その他開発指導課が指定する書類

手続きの流れ



擁壁の安全や融資に関するご相談がございましたら、次のお問合せ先にご連絡ください。

お問合せ先：都市計画局都市景観部開発指導課(防災・宅地監察担当) TEL:075-222-3558

